

保護林モニタリング調査評価等部会設置要領

第1 趣旨

保護林管理委員会設置要領第3の5に基づき、保護林管理委員会の下に保護林モニタリング調査評価等部会（以下、「部会」という。）を設置する。

第2 所掌

- 1 部会においては、保護林管理委員会で検討すべき事項のうち次の事項について検討を行う。
 - (1) 保護林等の管理及びモニタリングに関する事項
 - (2) 保護林区分の移行に係る調査等に関する事項
- 2 部会で検討された事項については、保護林管理委員会で検討されたものとして取扱う。

第3 運営

部会の運営については、保護林管理委員会設置要領第4に定める保護林管理委員会の取扱いに準ずる。

第4 その他

保護林モニタリング調査評価等部会の設置についてに定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。